

日吉津村地方創生マネジメント業務 仕様書 (案)

1 業務名

日吉津村地方創生マネジメント業務

2 業務目的

本業務は、日吉津村（以下「本村」という。）が地方創生を推進するため、地方創生支援マネージャー（以下「マネージャー」という。）として民間企業（以下「受託者」という。）の選定した人材を「4 業務内容」に掲げる業務に従事させ、民間で培ったそのノウハウやネットワーク、営業力を活用することで、第三者的視点で本村の魅力を再発見し、その魅力の村内外への発信などを核となっていく。

その活動を通じ日吉津村のファン拡大、関係人口創出など地方創生を推進する。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

活動の本拠を日吉津村内に置き、以下の業務を行う。

(1) 本村のもつ魅力や特色、文化などについて第三者的視点で発見、収集、磨き上げを行い、地域への愛着とブランド力の向上を図り、村内外への発信をより効果的に行う。

- ・地域としての特産品を PR してブランド化
- ・村内外へ日吉津村の PR、SNS 等による情報発信
- ・海浜エリア（海浜運動公園等）の魅力向上 等

(2) 本村に住む地域住民の愛着度の醸成と、村外に住む方々の本村に対するイメージ形成及び、「ひえづのファン」づくりを行う取り組み（シティプロモーション）に従事し、活動を通じて、住民の定着と村外の方の移住促進を図る。

- ・日吉津村のファン拡大
- ・関係人口創出
- ・地域住民のコミュニティ活性化 等

5 報告書作成

受託者は、業務内容について本村の指定する日までに業務実績報告書を提出し検査を受けること。

6 成果品

(1) 成果品について

- ・報告書 1 部（A4 版チューブファイル綴）及び電子データ 1 式
- ・業務に要した資料 1 部及び電子データ 1 式

(2) 納入期限

- ・令和 7 年 3 月 31 日 業務完了報告書

(3) 成果品の権利について

- ・成果品の著作権等の権利については、全て本村に帰属するものとする。

7 完了報告及び検査

6(2)で規定する期限までに業務完了報告書及び成果品を提出し、年度末までに本村の検査を受けなければならない。なお、業務完了後に成果品の内容等に誤りや不備が発見された場合は、受託者の責任において速やかに補足修正するものとする。

8 委託料の支払い

委託料は、7で規定する検査により業務が適正に行われていることを確認した後に支払うこととする。

9 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。特に個人情報については日吉津村個人情報保護法施行条例（令和5年日吉津村条例第2号）を守らなければならない。

10 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

11 業務情報の保存

受託者は、業務に関する資料を書面または電子データにより、一定期間保存すること。

12 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 留意事項

- (1) 本業務に係る必要な費用は、本要求事項に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (2) 本事業の遂行に必要な議決が得られない等、本事業の遂行が困難になった場合は、本業務を変更または中止し打ち切り精算することがある。

14 その他

- (1) 生産・製造・販売等に関する法令などを遵守し、適正に業務を遂行すること。
- (2) 本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ本村の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本村へ連絡すること。
- (4) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、本村と協議のうえ、定めるものとする。